

調布市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、
令和 7 年度随時監査（学校監査）の結果を公表する。

令和 8 年 2 月 27 日

調布市監査委員 岩 倉 哲 二
調布市監査委員 小 山 敦
調布市監査委員 鈴 木 宗 貴

令和7年度随時監査（学校監査）結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による随時監査

第2 監査の対象

市立小中学校（9校）及び教育委員会事務局

(1) 小学校（6校）

調布市立第一小学校

調布市立第二小学校

調布市立富士見台小学校

調布市立石原小学校

調布市立染地小学校

調布市立多摩川小学校

(2) 中学校（3校）

調布市立調布中学校

調布市立第三中学校

調布市立第五中学校

(3) 教育委員会事務局

教育部教育総務課，学務課及び指導室

第3 監査の実施期間

令和7年11月4日（火）から令和8年2月19日（木）まで

第4 監査の範囲

所管に係る令和6年度及び令和7年度に執行された財務その他の事務

第5 監査の着眼点及び実施内容

調布市監査基準に基づき、市立小中学校が所管する財務に関する事務その他の事務が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、調査票、関係諸帳簿及び関係書類の照合、現地調査、関係職員からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続を実施した。

第6 監査の結果

対象の事務は、上記のとおり監査した限りにおいて、法令に適合し正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているものと概ね認められたが、一部に次のとおり留意を要する事項が見受けられたので、早急に改善措置を講じられたい。

(1) 理科室における薬品の管理状況について

医薬用外毒物劇物危害防止規定に基づく薬品管理簿による在庫管理が適正に行われていないものが見受けられた。（第二小学校，富士見台小学校，多摩川小学校，調布中学校）

医薬用外毒物劇物危害防止規定等に基づき、適正な薬品管理に努められたい。

(2) 現金等の管理状況について

ア 校長交際費

立替払を行っているもの、調布市立小・中学校長交際費事務取扱要領に定める上限額を超える手許現金を保管しているものが見受けられた。(第二小学校, 富士見台小学校)

調布市立小・中学校長交際費事務取扱要領等に基づき, 適正な事務処理に努められたい。

イ 特色ある学校づくり推進交付金

次に掲げる不適正な事例が見受けられた。

(ア) 特色ある学校づくり推進交付金事務マニュアルに定める出納簿の校長確認が行われていないもの(第一小学校)

(イ) 立替払を行っているもの、事業者負担の振込手数料相当額を誤り請求額よりも多く支払って、後日、返金を受けているもの(石原小学校)

調布市特色ある学校づくり推進交付金交付要綱等に基づき, 適正な事務処理に努められたい。

ウ 中学校部活動及び大会参加補助金

立替払を行っているもの、部活動補助金請求書兼支出命令書に記載の首標金額を訂正しているもの、同支出命令書に添付の領収書に日付の記載がないもの等が見受けられた。(調布中学校)

調布市立中学校部活動及び大会参加補助金交付要綱等に基づき, 適正な事務処理に努められたい。

エ タクシーチケット

受払簿に使用したタクシー会社名及びタクシーチケット番号の記載がないもの等が見受けられた。(石原小学校)

公金等取扱基本マニュアルに基づき, 適正な事務処理に努められたい。

(3) 学校徴収金について

次に掲げる不適正な事例が見受けられた。

ア 教材費における第3学年学年末決算書の金額に誤りがあるもの、学校徴収金監査報告書を作成していないもの(第一小学校)

イ 校長に異動があったにもかかわらず調布市立学校学校徴収金事務取扱要綱に基づく事務引継の手續が適正に行われていないもの、収入承認書を一部作成していないもの(第二小学校)

ウ 校長が学期ごとに行うこととされている収支状況の確認が行われていないもの、事務処理を誤り請求額より少ない金額を支払っているもの(染地小学校)

エ 第5学年の教材費及び校外活動費で立替払を行っているもの、校長に異動があったにもかかわらず調布市立学校学校徴収金事務取扱要綱に基づく事務引継の手續が適正に行われていないもの、第1学年出納簿において収入年月日及び金額の異なる収入承認書を複数枚合算して出納簿に記載しているもの、同出納簿に記載の支払日と支出承認書に記載の支払日が一致していないもの、支出承認書に領収書が添付されていないもの(多摩川小学校)

オ 各教科副教材の購入に当たり、予定価格が100万円以上の契約となるが1者しか見積りを取れない場合であっても、業者選定委員会を設置し、1者のみで見積りとなることの決定が必要であるにもかかわらず、同委員会を設置していないもの(第五中学校)

調布市立学校学校徴収金事務取扱要綱等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(4) 文書管理について

次に掲げる不適正な事例が見受けられた。

- ア 文書件名簿に記入して収受手続を行うべき文書があるにもかかわらず記入していないもの（第一小学校，第二小学校，富士見台小学校，多摩川小学校，調布中学校）
- イ 公印使用簿及び文書件名簿の使用が適正でないもの（第二小学校，富士見台小学校，染地小学校）
- ウ 職員室で扱う文書において、ファイル基準表に記載なく管理しているもの（調布中学校，第三中学校）
- エ 公印使用簿の訂正に修正液を用いているもの（富士見台小学校）

調布市立学校文書取扱規程等に基づき、適正な文書管理に努められたい。

(5) 公印等の管理状況について

次に掲げる不適正な事例が見受けられた。

- ア 改刻された公印の交付を受けているにもかかわらず、公印台帳に必要な事項を記載していないもの（第一小学校，染地小学校）
- イ 改刻した旧公印を公印引継書により教育部長に引き継ぐことなく、そのまま保管しているもの（第二小学校，多摩川小学校）

調布市教育委員会公印規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(6) 個人情報保護について

庁内ファイルサーバの外部フォルダの中に、個人情報を含むデータを格納しているものが見受けられた。（第一小学校，富士見台小学校，多摩川小学校，調布中学校，第五中学校）

調布市保有個人情報の適正な取扱いに関する規程等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(7) 学校の安全管理体制について

学校における安全点検に関する国通知及び東京都通知に基づく安全点検表が作成されていないものが見受けられた。（第三中学校）

国通知等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(8) 学校に対する指導等について

ア 理科室における薬品の管理状況について

複数の学校において、薬品の在庫管理が適正に行われていない状況が見受けられた。（教育総務課）

医薬用外毒物劇物危害防止規定等に基づき、適正な薬品管理の指導について徹底されたい。

イ 現金等の管理状況について

(ア) 校長交際費，特色ある学校づくり推進交付金並びに中学校部活動及び大会参加補助金において、立替払を行っている状況が見受けられた。（教育総務課，指導室）

立替払は地方自治法及び各要綱等で認められていない支出の方法であるため厳に慎むよう指導されるとともに、適正な支出の在り方について検討されたい。

- (イ) 学校給食会計事務の手引に定める「学校給食用物資代金請求書兼領収書」の様式が、領収書の要件を満たしていないにもかかわらず、各学校に提示し、各学校で領収書として保管している状況が見受けられた。(学務課)

学校給食会計事務の手引を見直しのうえ、適正な指導助言に努められたい。

ウ 文書管理について

次に掲げる不適正な事例が見受けられた。

- (ア) ファイル基準表による文書の管理及び調布市立学校文書取扱規程等に基づく文書の收受手続が適正に行われていないもの
- (イ) 公印使用簿及び文書件名簿の使用が適正でないもの(教育総務課)

調布市立学校文書取扱規程等に基づき、適正な文書管理の指導に努められたい。

エ 公印等の管理状況について

次に掲げる不適正な事例が見受けられた。

- (ア) 複数の学校において、公印の管理が適正に行われていないもの
- (イ) 割印公印について、調布市教育委員会公印規程に定める寸法と異なる大きさの印を新調し、学校長に交付しているもの(教育総務課)

調布市教育委員会公印規程に基づき適正な事務処理の指導に努められるとともに、割印公印については全校分を調査し適正に対処されたい。

オ 個人情報保護について

庁内ファイルサーバの外部フォルダの中に、個人情報を含むデータを格納しているもの(教育総務課)

調布市保有個人情報の適正な取扱いに関する規程等に基づき、適正な指導に努められたい。